

田原本町競争入札参加資格審査申請要領

(令和6・7年度 建設工事)

令和6・7年度において、田原本町が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、下記のとおり関係書類を提出してください。

記

1. 申請資格

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可を有している者
- (2) 経営事項審査を受けている者
- (3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者

2. 欠格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第8条第1項に規定する暴力団員若しくは暴力団関係事業者に該当する者
- (3) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がある者
- (4) 町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。）について滞納がある者
- (5) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者
- (6) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に故意又は重大な過失によって虚偽の事実を記載した者

3. 申請方法

郵送に限る。※ただし、最終日（令和6年1月31日（水））のみ持参も可とする。

84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

4. 受付期間

令和6年1月22日（月）から令和6年1月31日（水）午後5時15分まで必着

5. 受付場所・時間（最終日持参の場合）

受付場所：〒636-0392

奈良県磯城郡田原本町890番地の1 田原本町役場 102会議室

受付時間：午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

6. 郵送場所

〒636-0392

奈良県磯城郡田原本町890番地の1 田原本町役場 総務課 財産・契約管理係

7. 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

8. 提出書類

- (1) 別紙「提出書類一覧表」に記載された書類

- (2) 受領書
- (3) 受領書の返信用封筒

なお、(1)の提出書類は、番号順に、2穴の縦A4版フラットファイル（色指定なし）に綴じて提出してください（下図参照）。

— A4 — 競争入札参加資格審査申請書 ○○○○○株式会社 — S-PY —	<hr/> <p style="text-align: center;">競争入札参加資格審査申請書</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">○○○○○株式会社</p> <hr/>
--	--

9. 留意事項

競争入札参加資格審査申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。また、建設業許可及び経営事項審査には有効期限がありますので、適切に更新し、更新後には建設業許可証明書や経営規模等評価結果通知書を再度提出してください。

なお、競争入札参加資格を取得しても、競争入札への参加が保証されるものではありません。

建設工事における社会保険等の加入状況の確認について

町発注の公共工事における「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」（以下「社会保険等」という。）の未加入対策として、令和6・7年度の「建設工事」における田原本町競争入札参加資格審査申請において、社会保険等の加入を受付資格要件とします。

社会保険等の加入状況は、提出書類のうち経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しによつて確認いたします。

ケース1)

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の全てが「有」又は「除外」の場合→田原本町競争入札参加資格審査申請における社会保険等の加入要件を満たしているものとみなし、受付いたします。（その他提出書類は不要です。）

ケース2)

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかが「無」になっているが、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行後に、社会保険等に加入し、保険料を納めている場合

→下記の通知書等（写し）を提出していただき、社会保険等の加入が確認できた場合は、田原本町競争入札参加資格審査申請における社会保険等の加入要件を満たしているものとみなし、受付いたします。

（1）「健康保険」・「厚生年金保険」の場合は、①か②のいずれかを提出

- ①「直近の標準報酬決定通知書」の写し
- ②「直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書」の写し

（2）「雇用保険」の場合は、①か②のいずれかを提出

- ①「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し
- ②「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し